

富山市ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム (緊急通報協力員駆け付け)

富山市役所長寿福祉課

電話 443-2062

(対象者) (1)～(3)の全ての要件を満たす方

- (1) 市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は世帯の全てが65歳以上である世帯の者で、病弱等のため日常生活上常時注意を要する方。
- (2) 近隣に親族が居住していない方
- (3) 市町村民税非課税世帯の方

(費用負担)

機器費用の一部として1月400円。ただし、生活保護法による被保護世帯は除きます。また、緊急ボタンを押した場合は、電話の通話料がかかります。

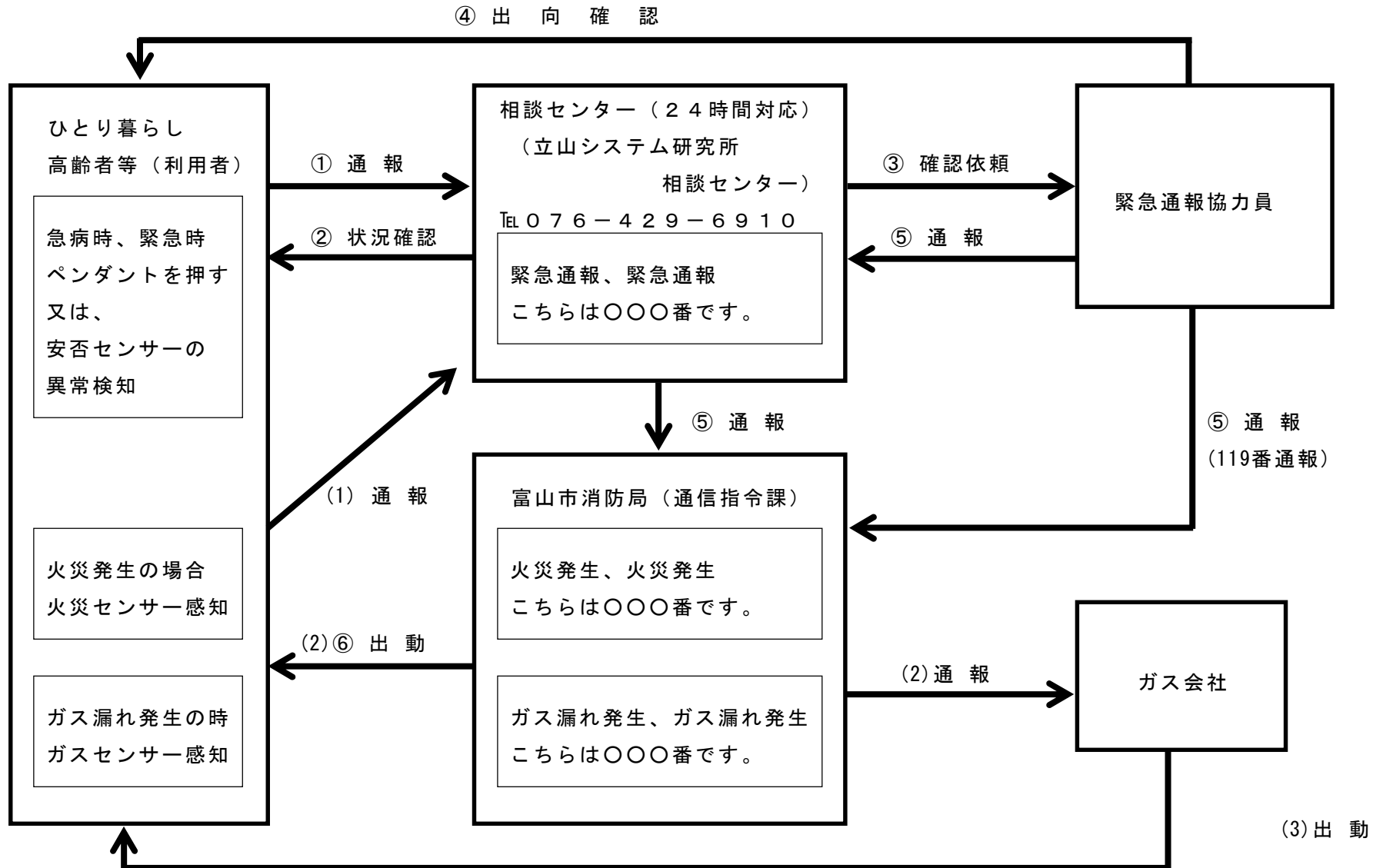
※身体障害者手帳1, 2級の交付を受けた方は、担当が障害福祉課となりますので、障害福祉課(電話443-2056)へお問い合わせください。申請書が異なります。

(その他)

※「緊急通報利用確約書」の遵守が必須となります。

- ①住宅の鍵を緊急通報協力員へ預けること。
- ②緊急通報を発し、緊急通報受信センターからの確認電話に応答がなく緊急事態が予想される場合は、緊急通報協力員、関係機関等による住宅内への立ち入りを認めること。
- ③緊急時における緊急通報協力員、関係機関等の住宅内への立ち入りに際する住宅等の一部への破損が生じた場合、修復責任を問わない。

緊急通報システムのしくみ（緊急通報協力員駆け付け） （株）立山システム研究所



立山システム研究所(株) 緊急通報装置一式と設置イメージ図



緊急通報装置 (本体)



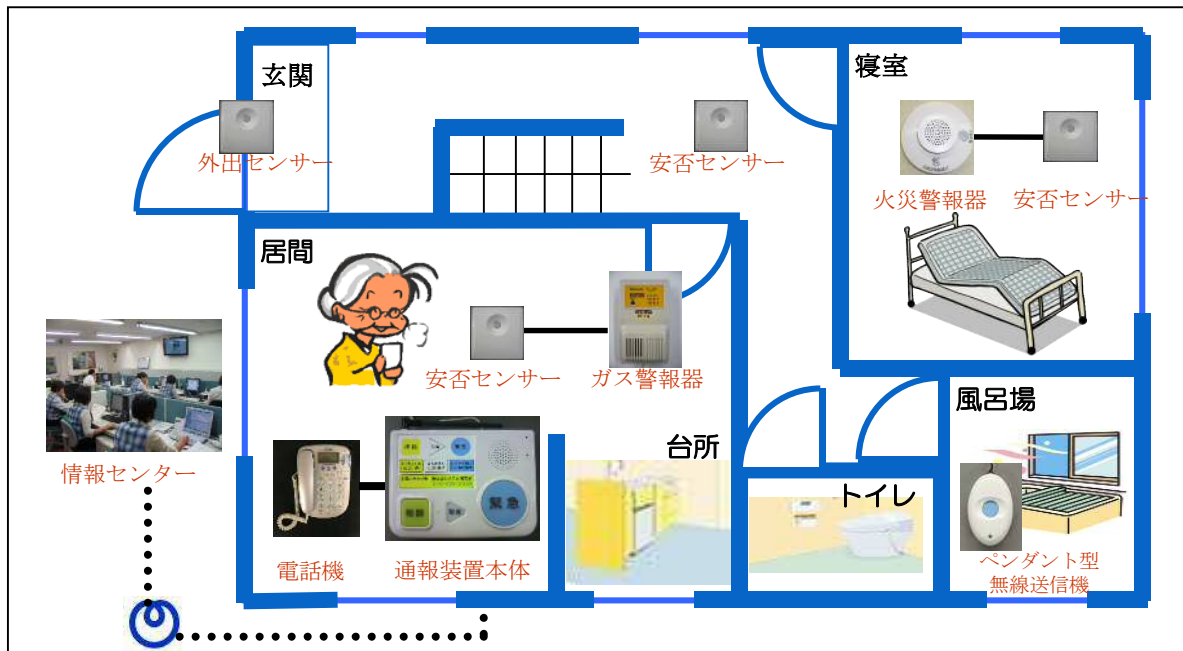
ペンダント型無線送信機



安否確認センサー
(人感センサー)



外出センサー
(人感センサー)



設置イメージ図